JL6423	135153	えびす丸	21. 7. 2
JL6542	135572	泰盛丸	21. 7. 6
JM5361	127074	第二十六庄栄丸	21. 7. 15
JM5917	131302	新天神丸	21. 7. 17
JM5965	131364	第二大港丸	21. 7. 8
JM6010	131401	第八新長栄丸	21. 7. 3
JM6054	132670	第二新宝丸	21. 7. 8
JM6055	132601	ヴォイジャー	21. 7. 22
JM6265	133604	南宝丸	21. 7. 14

○国土交通省告示第九百十四号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

証書番号	証書の付与日	船舶番号	船舶名
A0518169	平成17. 7. 25	133885	和丸

○国土交通省告示第九百十五号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

証書番号	証書の付与日	船舶番号	船舶名
A0817176	平成20. 3. 18	129512	第十五玉光丸
A0821128	20. 3. 10	132181	第八十一金剛丸

○防衛省告示第百五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年九月四日（予備、同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦三隻　航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年九月八日（予備、同月九日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年九月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年九月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年九月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年九月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十一日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年九月二十六日（予備、同月二十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒